

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月26日	I-5 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する条例	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例 (平成27年10月6日条例第42号)以下、「条例」という。	事後	条例制定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成28年1月26日	II-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(59)件 [○]移転を行っている(2)件 [ ]行っていない	[○]提供を行っている(59)件 [○]移転を行っている(54)件 [ ]行っていない	事後	条例制定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成28年1月26日	II-5 移転先1	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 ※具体的には該当する事務を行う部署が確定後に追記する。	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同子育て支援部子育て支援課、同子育て支援部施設運営課、保健福祉局保険医療部保険企画課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障がい福祉課、同保健所健康企画課、同総務部総務課、同総務部保護自立支援課、同保健所感染症総合対策課、各区保健福祉部保険年金課、同保健福祉部保健福祉課、同保健福祉部健康・子ども課、各区保健福祉部保護課、各区保健福祉部健康・子ども課、各区保健福祉部保険年金課、北区市民部福祉出張所、都市局市街地整備部住宅課、教育委員会学校教育部教育推進課 それぞれの移転先に対して①～⑦を記載	事後	条例制定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成28年1月26日	II-5 移転先2	本市内部の部署であって番号法第9条第2項に基づき制定した条例で定めた事務を行う部署 ※具体的には該当する事務を行う部署が確定後に追記する。	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同児童相談所地域連携課、同子育て支援部子育て支援課、同子育て支援部施設運営課、保険福祉局総務部総務課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障がい福祉課、同総務部保護自立支援課、同保険医療部保険企画課、都市局市街地整備部住宅課、各区保健福祉部保健福祉課、同保健福祉部保険年金課、同保健福祉部保護課、同保健福祉部健康・子ども課、北区市民部福祉出張所 それぞれの移転先に対して①～⑦を記載	事後	条例制定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	I-7② 所属長	税制課長 市村 義範、市民税課長 入澤 豊、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 仲川 憲春	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有二、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 山田 一雄	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	III-3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)からシステム部門に対して申請を行うこととしている。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。	1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	III-3 リスク2 その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	III-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順にシステム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	IV-1② 監査	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報化推進部に報告する。 3 必要に応じて情報化推進部が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月12日	I-2 システム8 国税連携システム(eLTX)	国税連携システム(eLTX)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税庁との所得等データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 国税連携システム(eLTX)から税システムへの連携 ① e-Taxに申告された所得税申告書等データ ② 書面で申告された所得税申告書等データ ③ 法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データ 2 税システムから国税連携システム(eLTX)への連携 ① 扶養是正情報等データ	国税連携システム(eLTX)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税庁との所得等データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 国税連携システム(eLTX)から税システムへの連携 ① e-Taxに申告された所得税申告書等データ ② 書面で申告された所得税申告書等データ ③ 法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データ ④ 住民登録外課税通知データ 2 税システムから国税連携システム(eLTX)への連携 ① 扶養是正情報等データ ② 住民登録外課税通知データ	事前	通知方法の変更(紙から電子)に伴う変更であり、想定されるリスクとその対策には影響がないことから重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	I-5 法令上の根拠	札幌市個人番号利用条例((平成27年10月6日条例第42号)以下、「条例」という。)	札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	I-7② 所属長	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 山田 一雄	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 中山 和彦、納税指導課長 山田 一雄	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	I-(別添1) 事務の内容	・(図・備考欄とも) 金融機関 ・(図) 領収済通知書	・(図・備考欄とも) 金融機関・収納代行業者・指定代理納付者 ・(図) 領収済通知書等 矢印(⑤)税額通知等)追加	事後	市税のクレジットカード納付開始に伴う評価対象事務全体像の一部変更であり、特定個人情報ファイルは扱わないため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(59)件 [○]移転を行っている(54)件 [ ]行っていない	[○]提供を行っている(61)件 [○]移転を行っている(54)件 [ ]行っていない	事後	番号法の一部改正に伴う件数追加であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 移転先1 ①法令上の根拠	条例第4条第2項	利用条例第4条第2項	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 移転先2 ①法令上の根拠	条例第4条第3項	利用条例第4条第3項	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 (別紙1) 項番1・2・3・4・6・26・39・42・58・61・62・80・87・94・117	介護保険給付関係情報(項番1のみ「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)」)	介護保険給付等関係情報(項番1のみ「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)」)	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 (別紙1) 項番38	-	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会による照会を追加	事後	番号法の一部改正に伴う項目追加であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 (別紙1) 項番85の2	-	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長による照会を追加	事後	番号法の一部改正に伴う項目追加であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 提供先2	1 厚生労働大臣(日本年金機構) 2 厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 3 地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会	1 厚生労働大臣(日本年金機構) 2 厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 3 地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会	事後	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う指定都市職員共済組合の全国市町村職員共済組合連合会への加入による変更(集約)であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	III-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等に、業務上知り得た情報の業務外利用禁止と、違反した場合の罰則について周知している。	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じ、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限している。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等に、業務上知り得た情報の業務外利用禁止と、違反した場合の罰則について周知している。	事後	個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	III-5 リスク1 その他の措置の内容	1 「サーバ室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。	1 「サーバ室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限している。	事後	個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1 ②事務の内容 (別添1)事務の内容	-	図中の国税連携システムに係る部分を変更	事前	重要な変更
	II-4 委託の有無	5件	6件	事前	重要な変更
	II-4 委託事項6	-	eLTAX(地方税ポータルシステム)とのデータ連携サービスの提供及び運用支援業務に係る事項を追加	事前	重要な変更
	II-6 ①保管場所	-	以下の文言を追加 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 1「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。)」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱(平成25年6月20日地協協定、以下「認定要綱」という。)」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報情報が保管される。 2 保管される特定個人情報、上記基準に沿った取扱いが行われる。	事前	重要な変更
	II-6 ②保管期間	6年以上10年未満	10年以上20年未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	II-6 ③消去方法	-	以下の文言を追加 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 認定委託先事業者が予め定めた方法により、情報の消去を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	III-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	電子申告・年金特徴システム	審査システム	事前	重要な変更
	III-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	電子申告・年金特徴システム(2か所)	審査システム(2か所)	事前	重要な変更
	III-4 情報保護管理体制の確認	契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調書に記録している。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。	委託業者の選定を行う際に、業務の内容に応じた必要な基準の充足や認証取得状況など特定個人情報の保護を適切に行うことができるか確認するとともに、個人情報保護の取扱いについて契約書に定めている。	事前	重要な変更
	III-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。	<システム基盤(税宛名)および各税システムの運用保守業務における措置> システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> システムを操作した履歴を記憶媒体に記録し、法令を順守していることを監査する等、その利用の正当性について確認することが技術基準に定められている。	事前	重要な変更
	III-5 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置	① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。	① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。また、システム操作者によるオンラインでの誤入力を防止するため、入力が必要な業務をシステム化して減らしたほか、入力を誤りやすい業務については入力結果を後日に抜き出して再確認できるようにしている。更に研修やマニュアルを充実させるとともに、マニュアルを順守するよう徹底している。	事前	重要な変更
	III-7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	-	以下の文言を追加 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱に定められた基準を満たすデータセンターにサーバを設置するとともに、これらの基準に沿ってサーバの管理を行っている。	事前	重要な変更
	III-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	-	以下の文言を追加 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱に沿って、ファイアウォールによる通信制御やコンピュータウイルス混入防止などのセキュリティ対策を実施している。	事前	重要な変更
	III-7 リスク1 ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理し、地方税法による保管年数経過後に消去する。	生存する市民の個人番号と同様に管理し、保管年数経過後に消去する。	事前	重要な変更
	III-7 リスク3 消去手順 手順の内容	1 地方税法に定められた保管年数を経過した情報に関して、データ調査の上で、情報を消去する。	1 保管年数を経過した情報に関して、情報を消去する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	-	以下の文言を追加 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準により、認定委託先事業者はセキュリティ対策の定期的な見直しを行うことが定められている。	事前	重要な変更
	IV-1 ②監査 具体的な内容	-	以下の文言を追加 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は協議会による外部監査を受検することが定められている。	事前	重要な変更
	IV-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	-	以下の文言を追加 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準により、認定委託先事業者は、システムに係わる職員に対し、セキュリティ対策についての教育及び研修を実施することが定められている。	事前	重要な変更
	IV-3	-	以下の文言を追加 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱に沿って整備された環境によるセキュリティ管理(入室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	重要な変更